

○春山副委員長 続いて、日程2、陳情審査に入ります。

二番町地区まちづくりの陳情審査をまず初めに行い、その後、外神田一丁目南部地区のまちづくりの陳情審査の順に進めたいと思います。（発言する者あり）

まず、二番町地区のまちづくりについて、本件に関する陳情は、新たに送付された陳情、送付5-53、参考送付の2件及び継続中の陳情は、送付5-18、5-19、5-21から5-26、31、送付5-41、5-44から送付5-49、送付5-52の合計19件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 執行機関から、何か新たな情報提供はございますでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 二番町地区のまちづくりに関しまして、ご用意した資料のご説明をさせていただければと思います。

まず、環境まちづくり部の参考資料1-1をご覧ください。こちらは二番町の地区計画の検討の経緯について改めてご説明をするためにご用意をさせていただきました。

まず、資料の図①にあるとおり、現行の地区計画が平成20年の10月に決定をされております。

次に図の②のとおり、令和4年の10月、ピンクに塗り潰したD地区を対象として新たな地区計画を定める都市計画提案が日本テレビからございました。

続いて、図③のとおり、こちらは左に示した現行の地区計画から斜線で示したD地区を除く形での地区計画の変更。併せて右に示しました都市計画提案に基づき、D地区のみを対象として新たな地区計画を定める素案につきまして、それぞれ法16条手続きに基づき、令和4年11月に開催した説明会、また令和5年1月に開催をした公聴会でお示しをしております。その後、令和5年3月に法17条の案を縦覧した際には、図④のとおり、図③の二つの地区計画を統合する形で現行の地区計画の中に新たにD地区を定める内容に変更し、区案として取りまとめました。この際、D地区の高さの最高限度は90メートル及び60メートルとしております。

最後に、図⑤が現在の状況です。このD地区における建物高さの最高限度を90メートルから80メートルに改めた地区計画の素案につきまして、先月の都市計画審議会で報告を行っております。なお、D地区は日本テレビの敷地であり、開発の計画自体は専門家会議の方針や地域の見解を踏まえ、日本テレビが行う内容について再検討を行ったプランがベースとなっております。区が主導して検討しているものではございません。

続きまして、12月1日の本委員会で資料要求を頂いていたものに関してご用意した資料がございますのでご説明をいたします。

まず、環境まちづくり部参考資料1-2をご覧ください。こちらは岩田委員から資料要求を頂いたものです。情報公開請求に対して開示した資料でありまして、令和4年10月の都市計画提案に含まれていた事業スケジュールの資料です。

四番町の整備につきまして、二番町の開発後に検討を予定している旨が記載をされております。整備方法、建物高さ等に関することについては触れられておらず、四番町の計画は、現状では検討段階の前であることを指していると認識しております。なお、本都市計画提案は再検討案の手順に合わせて取り下げられておりまして、本事業スケジュールを含め、現時点で区は四番町の整備予定を把握しているものではございません。

次に、環境まちづくり部参考資料1-3、また1-4をご覧ください。こちらは小枝委員から資料要求を頂いたもので、参考資料1-3が本年3月30日、参考資料1-4が本年7月25日の都市計画審議会の議事録を抜粋した資料です。11月6日の都市計画審議会の資料には、区がこれらの一部を掲載しておりますが、今回は資料要求を頂いた点に基づきまして、二番町に関する議論が行われた箇所のうち、3月30日分は専門家会議設置に関するご意見のあった箇所。7月25日については専門家会議の方針が示された部分を全て掲載しております。

続いて、「委員限り」と記載をした資料をご覧ください。こちらは小枝委員から資料要求を頂いたものです。国土交通省監修の冊子「都市計画法の運用Q&A」から、前回の本委員会でご指摘を頂いた点を抜粋しております。資料記載のとおり最終更新日は令和4年10月7日となっております。

こちらの資料では、4点のQ&Aを掲載しております。まず1点目が、法17条における関係市町村の住民の定義に関するもので、住民が市町村の住民登録を行っている者に限られるかという問いが立てられております。それに対して、その範囲を狭く限定する趣旨ではなく、住民を住民登録を行っている者に限定する必要がない旨の回答がございます。

2点目が、法17条における利害関係人の定義に関するもので、どの程度の利害関係があるものかという問いが立てられております。それに対しまして、都市計画が決定されようとする施設または事業の区域内の土地について、広くその土地の周辺の住民、決定される施設を利用とする者も利害関係人とする旨の回答がございます。

続いて裏面をご覧ください。3点目が法16条及び法17条にいう住民の定義に関するもので、法人が含まれるかという問いが立てられております。それに対して、自治法における住民の定義は、当該市町村または都道府県に包括される市町村の区域内の住所を持つ者と規定されており、ここでいう住所とは生活活動の拠点であり、その規定の趣旨から考えても、法人は住民に含まれると解するべきという回答がございます。

最後に、4点目が法16条における利害関係人の定義に関するもので、利害関係を有する者の範囲はどこまでかという問いが立てられております。それに対して、区域内の土地所有者、区域内の土地について地上権、賃借権、先物特権、質権、抵当権に有する者及びその土地、これらの権利に関する仮登記、差押えの登記、または土地に関する買戻特約の登記の登記名義人とされていること。併せて、法17条と異なり、借家権等の建物についての権利は含まれない旨の回答がございます。

以上の点から、17条手続において、法人を含めて区民を分類することは困難であり、利害関係人と分けたカウントは行わず、従来どおり属性を問わず集計を行うということを考えております。

資料についての説明は以上となります。

○春山副委員長 執行機関からの説明が終わりました。委員の皆様からの質疑を受け付けたいと思いますが、その前に、委員会から事実確認をさせていただきたいことがございます。

まず、先に、委員会として、前回の委員会ではやお委員と加島まちづくり担当部長とのご答弁がありましたが、その中で、都市計画手続に進む際に、委員会に対して、事前・事後の情報の確認をきちんとさせていただきたいというご意見がはやお委員からありましたが、

その際に、加島部長より、3月3日の委員会集約をもって都市計画手続に進んだというご答弁を頂いたというふうに認識しています。都市計画手続には、都市計画法には、議会の関与を求める規定は、一つもありません。また、執行権を持つ執行機関が運用指針に基づいて執行権の下、手続を進めていくということも必要だと思いますが、しかしながら、二元代表制として、区民の代表として、私たち常任委員会の委員にはしっかりと都市計画手続の状況を確認していくという責任があります。この点について、執行機関のほうからのご意見を先に頂きたいと思います。

○加島まちづくり担当部長 前回の委員会で、前期の特別委員会の集約の話もさせていただきました。その後、この二番町の案件に関しましては、陳情審査の際に資料を含めてご説明をさせてきていただいたといったようなところもたしか答弁もさせていただいたかなというふうに思っております。一方で、その手続を進む際には、しっかりやはり分かるように当委員会への報告をするべきだといったようなご意見もございましたので、その際に、今後、私のほうから丁寧に手続説明をさせていただきますといったような答弁をさせていただいておりますので、今後もその答弁に従って丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○春山副委員長 はやお委員からのご答弁にもあったように、二番町日テレの件は、議会、委員会への説明が開かれないまま16条の縦覧に入ったこと、そして委員長の事故により、後先の順はともかくとしても、できるだけ早い機会に担当部局からの説明があるべきであったのではないかと。外神田一丁目に関しても、決定の告示が出された日に委員会と同日に開催されており、当該事業の都市計画決定について議論がされていた中、何らかの連絡、報告があってもよかったのではないかとというようなご意見を頂いています。そういった意味では、委員会に対してしっかりとした情報共有をしていただきたいというふうに強く求めたいと思います。そういった意味では、委員会として、執行機関にこれから都市計画手続に際して、事前・事後に確認することを執行機関に強く申し入れるというのを改めて委員会として集約をしていきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 ありがとうございます。では、委員会として、改めて集約をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、二番町日テレの件の陳情の質疑を皆様から受けたいと思います。ここで、これだけの陳情、全部で19件ある中で、既に16条の縦覧に今入っているという中で、少し陳情の、今までも議論されたこと、もしくは16条の縦覧に入るという時点で、陳情、丁寧にお戻ししたほうがよいもの、陳情の中で、もう積極的に手続を進めていただきたいという中で、既に手続が進んでいる中でお戻しできるもの、委員の皆様ともう少し議論を深めなくてはいけないところ、幾つか論点があると思うので、進め方について、皆様のまずご意見を頂いてから陳情審査を、中に入っていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○桜井委員 陳情をるるたくさん頂いております。今、委員長からもお話がありましたけども、16条にもう既に入っているというような今現状の中で、いつまでもこの我々の委員会の中で結論を出さないでお返しもできていないという事態は、やはりよくないことだと思うので、まずは、16条にも入っているわけですから、その前の段階でいる

いろにご意見を頂いているものというものが、この中でも何点かあると思うんですね。その陳情について、まず委員の皆さんからご意見を頂くなり、一定の整理をさせていただいた上で次のステップに入っていくというような形で、審議をしたらよろしいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの発言にも関連いたしますが、時系列で、先ほどの副委員長の確認集約のところでもあるんですけども、一番古いものは6月13日からの陳情があって、その中には16条の在り方、あるいはこれまでの17条の内容、そういったこれから新たに始める手続はこういうふうにしたらどうかと、していただきたいという内容が盛り込まれていました。区民代表である議会、そして所管の委員会は、これを誠実に調査し、回答する義務があると思うんですね。

今、二番町ですから、二番町の、改めて日程的に、今日の資料に出ていたかしら。いつ、この手続に着手したのか。つまり住民の陳情権の侵害にもなりかねないので、間に合う段階で、こうしてください、こうしてほしいという意見が出ていながら、それを議論も、住民代表の議会がそれをやらなくていいともう決めたなら、それはそういう議員を選んだ区民の問題ということになるんですけども、それすらもやっていないというところからすると、ちょっといま一度、日程のところ、私のほうで確認できるのは、11月24、25が16条の説明会だったなということは区民の陳情にも書いてありますけれども、いつからいつまでが手続だったのかということ、まず確認させてください。16条のね。当たり前前のことを聞いているんだけど。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 16条の縦覧の期間ということによろしいでしょうか。

○小枝委員 うん。いつから手続に着手したのか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 はい。こちら縦覧の期間は11月21日から12月5日まで縦覧として行っておりまして、今現在、意見書の提出を受け付けている段階です。こちらの期間については12月12日まで受付をいたしております。

○小枝委員 そうしますと、今回の陳情の中で、一つ前提論としてちょっと特徴があるのが、送付5-44号、二番町日テレ跡地の再開発計画（案）の取り扱いについての陳情というのがございます。ここには、一番下のところに、16条も始まろうとしている中で、委員会として、二元代表の一翼を担う委員会として、議会として、説明責任を全うしていないんじゃないかということが問われています。これは議会全体、委員会全体が問われている。問われている。

まず、この状況については、これはもう行政のほうに問うことなのか。問えるとするならば。ここには「委員長不在を理由に」と書いてあるんですけども、委員長が不在であることをいいことに、と言ったらいいんでしょうかね。この日程感でいくと、11月21日から手続に入ったということは、5-18から5-41まで、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10。このところは、委員会に対して公平公正な手続をお願いしたいと。ぜひ調査をしてもらいたい、それから説明会なり公聴会もしてもらいたいというような内容が盛り込まれております。この陳情が出ていることについては、行政は当然知っていましたよね。ご存じでしたよね。答弁してください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 それぞれの陳情書に関しては、受け付けた後に適宜情報提供は頂いております。

○小枝委員 十分ご存じだったわけですから、この区民からの問いにしっかり答えて、二元代表の議会の意見を聞きながらこれを進めていかないといけないという議論は、行政内部ではされなかったんでしょか。なぜされなかったんでしょか。これ、問われているので。

○春山副委員長 休憩します。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○春山副委員長 再開します。

まちづくり担当部長。

○加島まちづくり担当部長 陳情に関しましては、10月13日の環境まちづくり部資料、参考資料2、それで、5-18から5-31まで、考え方に関しましては示させていただいています。その際にも、進めていく、都市計画審議会にも、これが10月13日ですね、9月28日の委員会のほうでも、この進めていくという形でご報告させていただいていますので、区としては一貫してそこら辺の考え方は変わってはいないといったようなところがございます。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 行政側の考え方を聞いているのではなくて、二元代表の議会、議会に出されたその問われていることに対して、確認を取っていく必要があるだろうということは議論されなかったんですかということなんです。

なぜならば、3月3日の集約、そこはさっき集約されましたから今から議論しませんけれども、今日参考に紙が載っていますけれども、そのときの議会は何に危機感を持ったのかというと、極めて90メートル事業者提案が、二番町全体を区が包み込む形で、提案と、区の提案を、非常に手続的には東京都の運用指針とか様々なものに反する内容になってしまっている。このまま行ったら、これはもう、私たちはスムーズに、誠実に、区民がよいように進めていただくために、議会は議論をしているんです。あれがそのまま行ったらまずいよということを、3月3日、あれだけの委員会集約をした結果、これ、都市計画審議会に諮ったら、都市計画審議会の先生方、区はもうこのまま執行権でやらせていただきますと言ったけど、結局、都市計画審議会の先生方の中でも、誰一人としてこのまま決めていいという人はいなかったんですよ、それは。

つまり、区は議会ばかり邪魔者に見えていて、議会がうるさいから進まないんだと思っている。区民にもそう見せている。でも、実は違う。都市計画審議会の先生方がみんな一致して思ったように、あのままやったら、まあどういう表現を取ったか、非常に争いになったときにも守り切れない。つまり違法性、手続的な間違いが大き過ぎるという、そういう判断の下に仕切り直しがあった。本当は、そんなむちゃなやり方をしなければ、もっと早く決まっていた。それを、まるで議会が邪魔しているかのようなすり替えたやり方をしているということに関しては、非常におかしい。

おかしいと同時に、あのときの歴史をねじ曲げていますね。3月3日の集約と3月30日の都計審でしたか、そこで判断された流れ、それがあったから今の、やっともしかする

とみんなで一致するかもしれない、やっとぎりぎりのこの結節点までこぎ着けたという状況の中で、それは議会のおかげなんです。あとは都計審の先生方のおかげ。それを共に考えようとさせずに暴走したということについては、行政が、委員長不在をいいことにやったのか、それともそうでないのか、そこはちゃんとはっきりさせてもらわないといけないんですよ。

○加島まちづくり担当部長 すみません。ちょっと、ほんと、申し訳ないんですけど、何を聞かれたのがちょっとよく分からないところであります。（「ええっ」と呼ぶ者あり）

○春山副委員長 傍聴の方、私語を慎んでいただけますか。

○加島まちづくり担当部長 先ほど申し上げたように、行政として判断をして進めてきているといったようなところでございます。行政としてですね、行政の考え方としてということを進めてきているというところでございます。

○岩田委員 関連。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 いいですか。僕、本会議場でも言いましたけども、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合にはというふうに言っているのに、場合には、高さ60メートルを超えることが認められると言っているにもかかわらず、その大方の賛同を得られる前に60メートルを超える案を区案とするというのはいかなものなんですかね。そういうのをちゃんと聞いてからやるべきじゃないですか。17条に入ってからとかそういうことではなく、まずは聞いてからやるべきだと思うんですけど、そこはどういうふうに考えているんですかね。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 よろしいでしょうか。ただいまご質問の中に含まれていた大方の同意、賛同ということに関してですが、こちらについては、都計審の際も委員の中からお話があったように、都市マスとの整合性というところとの関連でお話しいただいているものかなというふうに認識をしております。その際の説明は、都市マスにまず整合するかしないかという二つの考え方がある、仮に都市マスに整合しないという場合においては、ただいま岩田委員がおっしゃったとおり、大方の賛同、また地域への貢献が明らかに認められるというような条件を基に、その逸脱についても認め得るという考え方が取れるのではないかと、そういったご説明の中で頂いているものかなというふうに思いますので、その点に関して、区は本計画は都市マスタープランに逸脱するということは考えていないため、現時点で大方の賛同が必要な状況ではないと、そのように考えています。

○春山副委員長 すみません。小枝委員の質問、（発言する者あり）はい、少し論点が違う論点に移っていると思うので。

○岩田委員 ……はい。

○春山副委員長 一旦、小枝委員のところの論点で質疑を1回終えてから移りたいと思います。よろしいでしょうか。

○岩田委員 はい。すみません。

○春山副委員長 桜井委員。

○桜井委員 小枝委員のほうからのご質疑があったその関連ということで、岩田さんとはちょっと違った視点で、関連で確認をさせていただきますけど、今回の件について、委員長が不在になって副委員長が代行を務められているという形の中で、しっかりとした委員

会運営ができていいのかと。また、執行機関は執行機関で、それに対しての対応がきちっとできているのかというようなことを問われているように、私には聞こえました。その件については、もう既に議会内のほうでは話はもう既に終わっておりまして、議長の下で、議会としてのこの委員会の委員長が欠席、病気によって欠席をしている場合には、副委員長が代行するというので、それに伴って副委員長が今日もこういう形でしっかりと諮っていただいているわけですから、我々委員としてはそれに伴ってしっかりと委員会を務めていくと。執行機関におかれては、当然そういうことで議会は臨んでいますので、その辺を尊重していただいて、きちっと答弁もしていただくということに尽きるんだろうと思います。

そこの最後の部分だけ確認をします。ちゃんと議会に対して執行機関として、こういう委員長不在で副委員長が対応するという対応であっても、真摯にきちっと対応していただけるということについては確認をさせていただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今、桜井委員からご指摘いただきました。執行機関としても副委員長の下でしっかりと答弁等をさせていただいて、しっかり対応させていただきたいというふうに考えております。

○桜井委員 すみませんね。もう一点だけ。先ほど冒頭のところで、この3月3日からというふうなお話もありました。今回のこの日テレの案件は、単に議会と執行機関と、この二つの二元制の中で議論をするということだけじゃないんですね。この、今年になって、いろいろな形で、この委員会の中でもこの日テレのことについては議論をしました。その中で、今までと違うのは何が違うかということ、集約のところにも書いてありますけども、議会はこの開発の是非について、結論、見解を出す立場にないと。区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において慎重かつ丁寧な審議を行い、特定行政庁としての責任を果たさなければならないと。これ、集約しているんです。全くそのとおりですよ。

それで、3月30日に都計審が開かれて、継続が検討されました。その後、専門家会議が6月6日と7月10日に開かれているんですよ。で、この件について、高さと容積率について議論をしていただいて、都計審が7月25日に開かれたと。このときに専門家の皆さんの会議の見解案が出てきた。それを受けて、環境まちづくり、我々の委員会が7月25日に報告をされています。その後、都計審が8月23日に開かれ、日テレの最終返答が、事業者からですね、9月末に出されて、それで、専門家会議の内容に沿った形で了解をしたと。その後、10月13日に沿道まちづくり委員会を開いて、意見を聞いていただいて、いろんな意見もありましたけど、私の耳に入っているのは、早く進めてほしいという意見が多かったというふうに私は聞いています。その後、11月6日に都計審が開かれて現在に至っているということなわけですけども。

この都計審、都計審の専門家の方に、都計審の委員は専門家の方に審査を委ねている。そういう会長のお言葉もありましたけども、委ねているところがあって、それで出てきているということ等に対して、いろいろと我々も分からないことを質問したりなんかしていますけども。ですから、そういう面においても、今までの質疑とはやはりこの件というのはちょっと違う。違うんですよ。

なので、そういう面において非常に時間もかかっているということ、その分、副委員長は大変ご苦労されているということで思いますけども、そういうこともあったので、こう

いうこの間の中で、今年のこの間の中で、そういう時間の、時間的なそういう、もかかることがあったということは、これはもうみんな知っていることですから、共有をやっぱししておく必要というのがあると思うんですよ。今の、言った日程は間違っていないと思うんですけど、いかがですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 委員長、翹町地域まちづくり担当課長。

○春山副委員長 翹町地域まちづくり担当課長。

すみません。何度か申し上げますが、傍聴の方々、私語を慎んでいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま、これまでの検討経過についてスケジュールをお示ししていただきましたが、そのとおりのスケジュールに沿って、こちらとしては進めてまいりました。

○桜井委員 はい。

○春山副委員長 はやお委員。

○はやお委員 私は、都市計画審議会でも確認したとおり、今までの学経の先生たちに委ねたのは、都市計画提案された日テレさんの案なんですよ。それをいろいろ変えながら最終的に区案にしたというものは、もうあの時点で終わっているんです。それで、学経のほう提案してきた今回の80メートルというところからスタートなんですよ。今までのことも確かにあります。

80メートルの学経の話については、私が11月のところの都市計画審議会で話したとおり、結局は区の案件として出したんだから、これについては当然、当然ですよ、確かに沿道協議会のほうにもかけていますよ。でも、我々は常任委員会ですから、所管の委員会なんですから、ここのところについてのやり取りがなくして先に進めるということはないんだということをこの前言ったわけです。

だから、今回は何を確認したかということ、集約をしたとおり、やっぱり都市計画審議会、それは全てのことについて曖昧だったものですから、この常任委員会に確認をしてからじゃないと進めないということを確認したわけですよ、今回は。今まではもうあれになっているんですけど。

だからそのところを間違えてもらっては困る。僕があれだけ前回すごく怒ったのは、私の感情じゃないんです。何かといたら、ルールどおりやってくれということはずっと言っているだけなんです。私は推進派でも慎重派でもないんです。何を一番言いたいかというと、デュー・プロセス・オブ・ローというふうに言われるように、手順・手続をしっかりと守ってくれということなんです。

それで、何かといたら、僕はあんまり好きではない——あ、好きではないと言っちゃいけないな。大阪のほうの府知事もやり、そしてまた市長もやられた方が、デュー・プロセス・オブ・ローとは何なのか。それは何かといたら、ケーキを割る。二つに、真っ二つに割るときに、私が真っ二つに分けるから、あなたから取ってくださいよ。それをやるのがデュー・プロセスなんだ。確からしさなんだ。そういうふうに地元の人たちに思ってもらえるような手続を取らなくちゃいけないんですよ。

今、勘違いされているのは、自分でケーキを切って、私たちがね、知らないけども、そんなことはないと思いますよ。じゃあ、こちらのほうの、ある企業のほうに渡しちゃうと



いうことであっては困るんです。だから、みんなが納得できるようなデュー・プロセス・オブ・ローをどうやって実現するかということはずっと言ってきているだけなんです。

だから、今日このことについて、これ以上は僕は言う必要もないと思っていますけれども、中身に入って、いかに区民の代表として、これが正しい都市計画の内容なのかということ、僕はやりたいと思っています。だからちょっとそのところ、今言った、そうですと言ったけれども、質が違うよ。じゃあ、そしたら私が都市計画審議会で言ったことが全く意味が違っちゃうんだから。そこをもう一度お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 先ほど一番冒頭で、丁寧に今後ご説明させていただきますと、報告もさせていただきますということで答弁させていただきました。今後そういった形でやらせていただきたいというふうに思っております。

この二番町に関しましては、陳情等が出て、資料等も出しながらご説明させていただいたと。10月13日、12月1日の前が10月13日になりまして、そのときは当日協議会もあり、協議会を踏まえながら、都市計画審議会にご報告させていただきますといったようなところまで言わせていただきました。ただ、その後の11月6日の都市計画審議会に報告して手続を進めていきますといったようなご報告を、都市計画審議会で報告させていただきましたので、はやお委員が言われるように、11月6日の前のどこかで委員会等を開いていただいてご説明するのが最適だったのかなというふうなことは今思っております。

なぜ進めたかというのは、あまりまたそこを深く言っちゃうと、ちょっとまた違ったことを言わなきゃいけない部分が出てきちゃうかもしれないんで、それに関しましては、先ほど答弁、一番最初に答弁させていただいたとおり、今後適切に報告等をしながら進めさせていただきますというふうに思っております。

○小枝委員 はい。

○春山副委員長 小枝委員、関連でよろしいでしょうか。（発言する者多数あり）元に戻って。すみません。失礼しました。

○小枝委員 いやいや。この陳情を見てほしいんですね。この5-44ですよ。で、私がこれまでのことに、何というかね、嫌な思いをしながら言うというのは、これまでのことというのは、これからのことだからなんですよ。これまで、まあ、好ましくない状態にあった。もう1か月半です。そして、これからもこの状態でやっていく。もちろん精力的にという言葉もありましたけれども、それがゆゆしき事態であるというふうに区民からは問われているし、現にこの不在であったことによって、10月13日から1か月以上、頭出しの委員会も開けなかったということによって、行政は執行権に任されているんだということを強く思うようになって、ここは仕切り直しをしたけれども、それが当たり前であるならば、これはもう議会は要らないということになるんですね。（発言する者あり）

でも、本会議場でお示したように、二元代表ということで議員は選ばれているんですよ。そうすると、行政は執行権というけれども、執行権というのは、独り歩きの執行権というのではないんですね。区民に託された執行権なんです。責任の取り方がないんですよ。議会は、もしこれで区民が凝視する中で、区民の好ましくないと思う方向を選んだ手続をやれというふうに選択した場合、これは、議員はこれからつらい状況にさらされていくわけです。そういう緊張関係の中で、どういう手続を踏むのがいいのか、決めるのは議会な

んですよ。

予算を決めたのも議会。都市計画審議会一つやるんだって予算がかかっている。意見、16条、17条をやるのも全部予算がかかっている。予算がかかっているということは、その予算をいいよと言ったのは議会だから、その議会がやり方について責任を持つという仕組みになっているというのが、高校の教科書でもあるんですよ。そこを分かっているという、そこが、執行権なんて独り歩きの執行権はないんです。それは青山さんが引用されたあの小田急判決にも書いてあるとおりなんですよ。あそこをよく読んでください。行政に任された執行権なんて、濫用してはならないということになっているんです。問われていなくて進むなら、これは問わなかったほうが悪いんです、区民も議会も。でも、今問われていて、問われていてそれを顧みないで進むということは、これは、もう執行権の逸脱なんです。

もう一つ言わせていただくと、この7月25日の、みんな苦しみの中で、本当に大変なエネルギーを持って確認した学識の専門家の方たちのまとめ、これを行政は結果的には××したわけです。その重要なところを削り取ったんですよ。削り取ったんですよ。自覚ありますよね。7月25日に、この最後のところで、みんな、全委員異議なし。全委員異議なし。議決みたいなものですよね。そこはこの間の資料にも載っていたけれども、全委員異議なしに至る前提の議論を全部削り取っちゃったんですよ。これも行政の執行権の逸脱なんです。

そういうことをすると、また時間がかかるんですよ。私も、はやおさんじゃないけど、私の好き嫌いはあっても、その私が好きだから嫌いだからとか、いや私は超高層が嫌いだからやっちゃ駄目だなんて、そんなおこがましいことは思っていないんですよ。住民が選んで、住民が納得したら、もういいんですよ。だから、住民が選んだというものにしてもらいたくて、こんなにやっているわけですよ。ということ、さっき「何を言っているのか分からない」、（発言する者あり）すごく失礼な言い方だと思いますよ。私の言っていること、分からないですか。

○春山副委員長 休憩を取ります。

午後2時35分休憩

午後3時36分再開

○春山副委員長 委員会を再開いたします。

小枝委員。

○小枝委員 休憩前に、私のほうの発言の中で、7月25日の、みんな苦しみの中で、本当に大変なエネルギーを持って確認した学識の専門家の方たちとのまとめ、これを行政は結果的には××したわけですよというふうに言ったんですけども、この「×××」という言葉については取消しをさせていただきます。撤回をさせていただきます。

それで、もう少し正確にお伝えいたします。正確に言うと、都合よく抜き取ったということなんだけれども、どこなんだというところを一応皆さんで共有する必要がありますね。今日配付された環境まちづくり部参考資料の1-4、これが7月25日の都市計画審議会の資料ということ、議事録なんですけど、37ページのところに、会長職務代理が1点目、2点目、3点目とお話をしているところがあります。その2点目のマスタープランの整合性というところの議論の中で、下から8行目、「そうすると、地域課題解決のためにマス

タープランの表現からの一定の逸脱が、どのような条件の下に許容されるのか。あるいは、それは逸脱ではないと判断できるのかということが問題になり、この点についてはなお、この部会の委員会の中でも議論が必要だと考えられますが、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープラン表現から一定の逸脱も許容されることについては、委員の一致を見ました」。これは非常に重要な、マスタープランとの整合性の重い部分だと思うんですね。そこのところが、前回の資料の参考資料1のところでも載っていないし、都市計画審議会ときにも載っていませんでした。

それからもう一点、44ページの、会長がお話をされた中で、「それから」というところから、わかりますか、「それから80メートルというのは所与のものではなく、地域で何か必要だと皆が要望しているものを整備することが前提に立って、初めて60を超えていけると。超えていけるといふか、容積率の緩和があるという前提なので、80が所与なものだとは理解できないと思っています」というふうにおっしゃっている。で、締め言葉があって、米印で、「全委員異議なし」と、こういうふうになったのが44ページです。

まだあるのかもしれませんが、非常にこの重い90メートルの事業者の提案から、これを、住民、開発、住民と事業者が共に歩む上で、非常に重要な、苦しんだ中での前提論だったということについて、少なくともこの都市計画審議会でも同じ資料が出されたんですけれども、7月25日の都市計画審議会があって、議決というに近い全会一致という形になった。

で、7月26日に日テレに対して千代田区より要請というふうに書いてあるのがわかりますか。そうすると、専門家会議からの見解を踏まえた再検討要請というのが、ここでも非常に端的に、高さは80メートル以下とするということで、街区公園に相当する広場を整備する。バリアフリー動線を整備する。こういう非常に5項目に、何というんですかね、骨だけになってしまったというような、そういう状況なんです。

先ほど言った重要な部分が踏まえられていけば、事業者のほうにそれは正しく伝わり、80案、70案、60案といった形で比較衡量されたものの中で、地域課題の解決の具合が提示されるというようなやり取りになったはずではないかということをお知らせしたことを再度確認します。

○春山副委員長 はい。執行機関側、小枝委員のご質問の都市計画審議会に出た経過、マスタープランを変更するに当たっての必要事項、重要な必要事項というのを、どのように事業者側に要請を入れたのか。また、資料上に不備がなかったのかという点について、お答えいただけますか。

○榎原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまのご指摘に関しまして、そうですね、前回の資料、参考資料1で、都計審の資料を添付させていただいておりますが、こちらで7月26日、日テレに対して千代田区より要請ということで、計5点、内容を記載しておりますが、こちらは専門家会議からの見解を踏まえた再検討を要請するための項目としてまとめたものになっております。その該当箇所、また都計審で7月25日よりこういった見解が示されたかということについて事細かに説明をするために、資料下段のところでも当日のコメントについて記載をしたものとなっております。

都市マスとの整合性に関して、都計審の中での議論、先ほどご指摘を頂いたところに関しては、あくまで区に向けられた見解であるというふうに認識をしております。そのため、

日テレに対して千代田区が要請するに当たっては、その部分についてはあえて掲載することなく、このような記載をしているというところですよ。

またもう一点、本日の資料でお示ししている参考資料1-4、こちらの44ページのところの記載に関してですが、ここで会長のご発言として、80メートルというのは所与のものではなくということの内容なんですけれども、恐らくこのコメントを頂くに当たっては、その前段、委員からのご質問を踏まえての内容ではないかというふうに考えています。この44ページ、一番冒頭のところに、委員ということでご質問が書かれていますが、こちらについては、日テレ沿道の全体を議論するときに80メートルを超えないということを行うことなのだと思いますがということで、今回この80メートル以下という二番町の地区計画の変更を行った場合、今後、日テレ沿道が、全体が80メートルでもいいよといったような誤解を与えるリスクがあるんじゃないかという文脈を踏まえたコメントだろうというふうに認識しております。それに対して先ほど、会長のコメントになりますが、日本テレビ沿道全体が80メートルという所与のものとして行うものではなくて、あくまでも地域で必要なものを整備するという前提があって初めて60メートルを超える。なので、二番町で認めたから、今後、四番町を含めてほかの地域で同じように80メートルが当然によくなる、所与のものとして考えられるということではない。恐らく全体のやり取りを見ると、そういった理解になるのかなというふうに認識しております。

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 関連。私の先ほどのまた質問のところ、関連で、ちょっと場所が違うということなんで、ここでやらせていただきますけども、今、答弁で、会長はそういう意図で言ったんじゃないかと。確認はしたんですか、ます。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 こちらの内容に関して、どういう意図をもってこのコメントをしたんですかというようなことまでの確認は行ってはいません。

○岩田委員 もちろんそうだよ。そういうふうに自分たちに都合のいいように解釈をするから、先ほども小枝委員は結構厳しい言葉で言ったんじゃないですか。自分たちの都合のいいように切り取ったり解釈をしたりするのは間違えていますよ。ちゃんと確認を取って、そうだというのが分かって初めて答弁するなら分かるけども、自分たちで都合のいいように切り取るのはおかしいですよ。ちゃんとそういうのを確認してくださいよ。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまのご指摘に関してですが、今回、専門家会議として集約された内容の中に、高さについて60メートルのまちなみに配慮しながら、最高で80メートルを超えないという見解がまず示されております。これに関して、今回は高さの最高限度を80メートルというふうに定めることを地区計画上はあくまで規定をするものなので、今回の確認をする、しないということをお問はず、80メートルが当然によくなるということではないというふうに考えています。

○岩田委員 だから言っているじゃないですか。本人に確認もしないで何でその意図が分かるんですか。自分たちで勝手に解釈しておいて、そういうふうなものだと解釈しました、そのように我々は考えましたって、おかしいですよ、それ。それで私もさっき質問して、もっと質問したかったところなんですけども、でもそれもちゃんと答えてくださいよ。

その所与のものではないと言っているながら、日テレが80メートルと出した。じゃあそれに乗かって80メートルと、ぽんと出すのは、こっち、区の提案として出すのはおか

しいでしょ。80メートルが所与なものではないと言うんだったら、じゃあ、60も70も80も考えてくださいよと、そういうふうにするのが、第三者的な立場の、公平な目というものじゃないですか。何で向こうが出してきた案をそのままぼんと出しちゃうんですか。おかしいですよ、そんなの。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 ただいまのご指摘に関してですが、経緯のところでも記載をしているとおり、再検討案が出た段階で、専門家会議を改めて開催しております。以前お配りした資料、参考資料1で言うと、9月26日のタイミングです。こちらに記載したとおり、日本テレビが再検討した計画案が、方向性として専門家会議が提示した内容に沿っていることが確認をされております。決して出てきた内容をそのまま出すということではなく、必要なプロセスを経た上で今回については手続を進めていると、そのように考えております。

○岩田委員 実際、私はその会社の方に聞きました。60メートルでは無理だと。何が無理かという採算が取れないと。だったら採算が取れる範囲でどれぐらいの地域貢献ができるかというのを聞いて、そういう計画も出させるのが当たり前じゃないですか。決して80メートルと出したものに対して、ただ区が乗ったわけではありませんみたいなことを言っているけども、そういう努力もしないで、何でそんなことが言えるんですか。おかしいですよ。ちゃんと答弁してくださいよ。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 ちょっともしかすると繰り返になってしまうかもしれないんですけども、日本テレビが再検討したものに関して、専門家会議では、以前お示しをしている方針、また区からの要請内容というものがありません。これに関してしっかりクリアできているということもあったので、区としてはその計画案が適切なものであろうというふうに認識をしております。

○春山副委員長 答弁、多分これは繰り返してしまうと。

○岩田委員 そうですね。さっきのまだ答えていないところ、専門家の方が、会長がこういうふうにしたんだと思いますの部分ですよ。「言ったんだと思います」って、ちゃんと確認を取って言ってください、それ。まず確認を。どういう意図で言ったのか。分からないのにそれを勝手に自分たちで解釈して、こういうふうにしたんだと思います。だからこのまま進みます。それはおかしいです。ちゃんと確認してください。

○加島まちづくり担当部長 確認、まあ、文脈を見ていただければ、そういう部分があるということ。

○岩田委員 違う。勝手に解釈している。

○加島まちづくり担当部長 理解していただきたいと思うんですけども。

○岩田委員 できない、そんなの。

○加島まちづくり担当部長 ここで、論点は、参考資料1-1ですか。その、何だ、このやつですね。前回のやつの沿道まちづくり協議会の状況ということで、都市計画審議会が専門家会議でいろいろやったことが、こういったようなところでまとめられ、それを日本テレビ、事業者のほうにちゃんと伝えてくださいといったようなところがあったといったところです。その部分に記載しているところですので、その中では、60メートルのまちなみを尊重し、建物の高さは80メートル以下とすると。そういったことだとか、あと街区公園相当の広場、地下鉄、バリアフリーの動線、そういったものをやることによ

って、容積率の緩和もあり、高さについても60メートルを基本として80メートルを超えないということで集約されたということで、そのことに対して、そのことを日本テレビさんのほうに伝えてくださいということが、全員賛成、異議なしといったようなところだと思います。

個別の中に関しては、いろいろなご意見はあったんだろうとは思いますが、この専門家会議でまとめられたことを日本テレビさんのほうに伝えてといたことに関しては、異議がなかったといったような、そこをご理解していただくのがここのかなというふうに思っております。

都市マスの考え方とか、我々は都市マスに一つも逸脱しているとも変更ということも考えていないと。ただ、委員の中の一部の方が、そうじゃないよねということは意見があったということは事実なので、こういった表現をされている部分がございますけれども、先ほど言ったように、日本テレビさんに対して要望することはこういうことだよと。それに関しては皆さん異議がなかったといったところで、これはご理解していただかないと、いけないんじゃないかと、ご理解していただければなというふうに思います。

○春山副委員長 答弁、また……

○岩田委員 私、違うところがあるんで、（発言する者あり）すみません。

それね、そのことは、会長がどういう意図で云々というのは、それ、結局それをまるで切り札のように使って、でもそれは実際には確認していないというところが問題なんです。それはそれでまた、いいですよ、後でどっかで言いますから。

あとさっき、あとマスタープランに反していないと言ったけど、何、落ち着いた、落ち着いた、「中層・中高層の落ち着いたたたずまいを活かし」と。すごい大きな2,500平米もあるような広場で、にぎわい、イベント。どこが落ち着いたんですか、これ。全然違うじゃないですか。確かに遊び場は必要かもしれないけども、造る場所というものがあるでしょう。

あそこは確かに商業地域もあるかもしれないけども、住んでいる人もたくさんいるんですよ。そういうのを考えて言ってください。どこがこれ、マスタープランとそごがないと言えちゃうんですか、これ。不思議ですよ。住んでいる人の身になってください、これ。

○春山副委員長 岩田委員、少し関連とはいえ、少し中身のほうに入ってきているので、まず小枝委員のマスタープランの変更のための地域課題の解決や、地域の方の賛同が得られるということがどのように反映、伝わっているのかというところだけ整理して、この議題に関してお話を終えたいと思います。すみません。

小枝委員。

○小枝委員 先ほどの答弁で、このマスタープランの逸脱とか、大方の賛同とか、地域課題の解決のところに関しては、事業者に向けられたものではない、区に向けられたものだから伝えなかったというふうに言いました。言いましたよね。言ったんですよ。言ったんです。（発言する者あり）言ったんですよ。この説明のときに、先生方は、この7月25日の説明の中で、そういうふうに言ったんだしたら、それは、これは事業者に言わなくてもいいよと、区のほうで分かっておいてねという話で言ったんだしたら、そうかもしれないです。

それと、さっき気になることを言ったのは、ある一部の先生という言い方をして、これ

は、どこを見たって、これ、全部一くくり、6人の先生方の、だって、最後に、全員、委員の一致を見たを書いてあるわけだから、それが何かごく一部の先生はそういうことを言っていましたというふうに言うこと自体も、勝手な、もう、×××という言葉は使いませんよ、削り取りなんですよ、削り取り。それを事業者に伝えなかった、伝えなかったというのは事実ですね。

もう80でオーケーです。700でオーケーです。無条件にオーケーですということにしちゃった。2,500の広場じゃなきゃいけませんと。こういうふうにしたんですね。ちょっとそれはゆがめていますよ、宿題を、みんなで確認したことを。明らかにゆがめている。明らかにゆがめている。

○加島まちづくり担当部長 そこを抜け出して指示した、明確に指示した計画の提案に関しての、明確に指示したのは、先ほどの4点です、あ、5点ですか、7月26日。それと、事業者さんのほうにもこの議事録だとか、そういったもの、また、都市計画審議会の傍聴もされていたというふうに聞いておりますので、十分、こちら辺のやり取りというのもご理解して、ご存じだし、ご理解しているというふうにも聞いております。

それで、先ほど、全員の委員さんということなんですけど、37ページの会長職務代理のところがこの部分で、ちょっと読ませていただきますと、「それでは、少し長くなりますが、手元のメモを読むという形でやらせていただきます。

最初にお断りしておきますけど、これからご報告することは、全体の論旨については部会の委員で了承されていますが、個々の言い回しについては、細かい言い回しは、私の個人的な見解も多少入っているというのはご了承いただきたいと思います」と。これは、専門家会議の中でも、このマスタープランについて、いろいろ、区とも議論があったので、その中で、私としてはというようなご意見もあったので、私の個人的な見解も多少入っているがということで、ここは言われたんだな、言われたというところだと思います。

そこで、先ほどから言われている小枝委員が一番下のほうの「そうなる」というところの、その次から3行目ですかね、この部会の委員の中でも議論が必要だと考えますがということで、マスタープランの逸脱だとか、そういったことに関しては、委員の中でも議論が分かれたといったようなところを言われているというところですよ。

ただし、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ、地域の大方の賛同が得られる場合には、マスタープランの表現からの一定の逸脱も、逸脱していたとしても、許容されるのではないかとということで、そういうことであれば、それは全員の委員の一致を見たといったようなところですので、そこは、そういったことで、先ほど全員ということではなくて、一部の委員からということとは説明したのがこういったところでございます。

○春山副委員長 ごめんなさい。確認させていただきたいんですけども、事業者のほうに区からこの提案を出される際には、議事録は添付されていたということで、間違いはないでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 すみません。事業者にお話ししたのは、7月26日、翌日なので、議事録がまだできていないといったようなところですよ。その後にはちゃんと議事録はお渡ししているとともに、ホームページにも載っていますので、それも確認していただいていると思いますし、7月25日の都市計画審議会にも傍聴も来られていますので、こういった内容があったというのはご承知しているといったようなところでございます。

○小枝委員 はい。じゃあ、まあ、指摘でね。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 要するに、まちづくり担当部長の感覚で抜き取りをしてしまうんですよ。主観なんです、それは主観。あくまで主観なんです。少なくとも、都市計画審議会の委員全員がこの会議の場において、全員一致で確認したことというのは、これ、全部ひっくり返して確認しているんですよ。そこに、今のような「いや、よく見てみると、そう思いませんか。いや、僕はそう思うんですよ」なんて入る余地はないんですよ。それをひっくり返して契約なんですよ。そこをゆがめてしまったということについては、こういう一つ一つの荒いやり方が、この問題を全て複雑にできていて、私たちは何とか町を平和に、平穏に、いいまちをみんなで一緒に運営していこうと。そして、一致団結して、できるだけエリアマネジメントにつながっていこうというようなところに、水を差しているという自覚は、もう答弁は要りませんが、よく自覚してください。この間、一貫してそうですから。荒いんです、やり方が。荒っぽい。荒いと同時に、ゆがめている、事実を。そこは自覚してください。

答弁は要りません。

○春山副委員長 ご意見として受け止めさせていただきたいと思います。

1点、小枝委員のご質問に関連して、ちょっとごめんなさい、私から1点だけ確認させていただきたいんですけども、この、岸井会長の「地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ、地域の大方の賛同が得られる場合には」とあるんですけども、学経の先生方がこの7月25日に提案された、学経の先生方のご意見の下に、計画が提案される時点で、先生方はこの地域の地域課題の解決となる案をということで、ガイドラインなり、指針を示されたというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 まさに、今おっしゃっていただいたとおりで、これまでどういった議論があって、地域からその広場が必要だとか、防災対策が必要だ、バリアフリーについて取り組んでほしいと、そういったことを踏まえて、課題解決ということについては、ご指摘いただいたものと考えております。

○春山副委員長 ありがとうございます。

休憩を取ります。

午後4時02分休憩

午後4時03分再開

○春山副委員長 再開いたします。

委員の皆様にお諮り、ご意見いただきたいと思います。陳情……

○岩田委員 すみません。その前にちょっと1点確認したいところがあるので、いいですか。先ほどの関連で、1点……

○春山副委員長 岩田委員。

○岩田委員 答弁の中で、先ほどの答弁の中で、地域課題の解決があれば、何だ、逸脱云々の話で、かつ、地域の大方の賛同が得られる場合って、これ、前、17条に入るときと言いましたけども、そうではなくて、16条のところ、ちゃんと大方の賛同を得て云々というような話じゃないんですか。それとも、また東京新聞に書かれていたような疑義票も有効と認めて、それでやるんですか。動員票なんじゃないかみたいなことまで書か



れているんですよ。それをそのまま有効にするんですか。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほども少しご説明した点と重なりますが、大方の同意ということに関しては、都市マスからの逸脱ということが認められる際の条件というふうに考えております。今回、区としては、この計画が都市マスタープランにかなったものというふうに考えているので、大方の同意が求められる状況にはないと、そのように考えています。

○岩田委員 それもちゃんと確認してくださいよ、その専門家の皆さんに。これ、おかしいんじゃないかどうなのかと、ちゃんと確認してくださいよ。自分たちでそういうふうに判断しましたじゃなくて、ちゃんと確認してから言ってください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今の点に関しては、この議事録に明確に記載されているというふうに考えます。

○岩田委員 だから、考えますじゃなくて。（発言する者あり）うん。わざとごまかしているよ。

じゃあ、最後。最後、1回だけ。

○春山副委員長 はい。岩田委員、ご意見として、お願いいたします。

○岩田委員 はい。そういうふうに考えますじゃなくて、ちゃんと確認して、確証を持って言ってくださいと言っているんです。自分たちで勝手に考えるんじゃないくて。それをちゃんとやってください。

以上です。（発言する者あり）

○春山副委員長 ご意見として頂きました。

委員の皆様、陳情の扱いについて、お諮りしたいと思います。送付5-44、二番町日本テレビ跡地の再開発計画（案）の取り扱いについての陳情についてですが、（「違う」と呼ぶ者あり）違いますか。（発言する者あり）

委員長不在の委員会に対しての全体の話のため、この陳情について、皆さん、どのように取り計らうか、ご意見いただけますか。

○岩佐委員 これ、自治体の二元代表制の一翼になる議会の権能について大きく聞いている陳情ですので、ちょっとこの委員会では、もう少し、ほかの制度とか条例とかも含めて審査しなきゃいけないと思いますので、もう一回、ちょっと議長のほうにお返ししていただいて、再度、議運のほうでやっていただければと思います。

○春山副委員長 皆さん、委員の皆様、いかがでしょうか。

○桜井委員 結構です。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 では、議長のほうに送付替えについて、申し入れしたいと思います。

続いて、そのほかの陳情についての取扱いについて、委員の皆様のご意見いただけますか。

○小枝委員 全体に公聴会の実施、あとは説明会の実施、それから丁寧な対話の場、そして、17条の意見書の、先ほど岩田委員も言われたような疑義、疑義票の問題、そして、これから行う、16条は、今、現在進行形だけれども、17条のやり方についての意見という、陳情ということが多く出ているというふうに思うので、今、まず前提としては、住民の定義の話のところをやっちゃっていいですか。（「取扱いをどうしますかと」と呼ぶ

者あり）取扱いなの。質疑しない。えっ。でも、日程が。うん。

ちょっと待ってくださいね。（発言する者多数あり）

○春山副委員長 休憩します。

午後4時08分休憩

午後4時17分再開

○春山副委員長 再開します。

はやお委員。

○はやお委員 私のほうは、12月1日、あんまり記憶にない、あのときはちょっとテンパっていたのか、12月1日に頂いた資料を確認したいと思います。これについては、16条に入る前に確認しておきたかった内容です。当然、7月の前に、この総合設計制度とこの再地区ものの制度をダブルで使っているんじゃないのって。ダブルで使っているということ自体も変な表現なんだけれども、そこを確認することによって、再地区との絡みで、どういうところが何で700%になったかという確認をしたいんです。それは何かといったら、区案件で出ていることですから、だからこそ、常任で確認させてくれと、ずっと言っていたことなんですね。いいですかね。じゃあね。

それでは、資料、12月1日の8-1の資料について、確認したいと思います。

まず、確認させていただきますと、今回、一番右側の再地区による700%のときの床面積が8万7,500平米。この8万7,500平米を、当然、敷地で按分すると、結局は、スタジオ棟が約4万9,000という数字になるんですね。今の総合設計制度そのままですと、現行のときは3万と、結局は2万弱、1万9,000の床が今回のボーナスで与えるということになるんですね。

まず確認したいのが、一度使ったこの制度を、再地区を使って、結局は、僕はちょっと坪数のほうがイメージが分かる、5,757坪の床が増えるというこのことについて、どのように合理性とか妥当性を考えているのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいまのご質問についてですが、前回、総合設計制度と再開発等促進区を定める地区計画についてご案内したときに、こういった流れを、手順を踏んで行ったかということについて、簡単にご説明をした点と同様になってしまいかもしれないんですが、今回は、スタジオ棟を建設するときの総合設計制度、適用したものを一度取り消すという手順をして、その上で、再開発等促進区を今回の計画地全体にかけるという手順を行っている、そのような形になっております。

○はやお委員 そうですよ。手続的に。でも、やっぱり素人的に考えると、総合設計制度で建てた建物が、結局は、430%の容積で3万という平米数だった。それは資料で書いてあるわけですよ。それで、700%にするということについては、それなりの理由が、200%も上回る理由というところなんですね。ここは、何か制度的にいうと、どういう制度を基に、この200%増加することになったのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま再開発等促進区の数字について、ご指摘を頂きましたが、その容積率700%というのが、今回、計画容積率として記載をしておりますが、こちらに関しては、全体の地区の中の総合設計で――以前、総合設計で建てているスタジオ棟の容積率も含む数字となっているというところですよ。

○はやお委員 結局、ここのところについては、そうはいいながら、建物を全く――制度

上は一度チャラにして、それで、でも、建物は物理的には残っていて、つまり、容積は上がっちゃうということなんですよ。で、これを何かといたら、何でこのところを一緒にしなくちゃいけなかったのか、このスタジオ棟を。それでの再地区にしなくちゃいけなかったのか。答弁は分かっているんだけど、お答えいただきたい。

○榊原勲町地域まちづくり担当課長 こちらに関しては、再地区に必要な面積を確保するに当たって、全体を一体的に考えるということを検討しております。

○はやお委員 そうなんですよ。これは、結果、再地区するためには1ヘクタールなくちゃいけないと。だから、不都合を感じるんですよ。容積飛ばしといたら失礼な話だけれども、そこまで緩和してやるんだから、当然のごとく、地域の合意というのは非常に重要になってくるはずなんです。だから、まず、このところで、そういう中で、ボーナスを与えているんだということについて、行司役である行政がどういう認識かということなんだよ。制度は確かに間違いないよ。だけれども、建て替える、物理的に建て替えないんだから、かなりのメリットを与えるんだから。そのところについては、十分に地域の人たちと確認をしなくちゃいけないということになるのが普通だと思いますけど、そのところをもう一度確認したい。

○加島まちづくり担当部長 流れでいきますと、一番左のスタジオ棟の総合設計、こういった敷地でやったと。で、この間、最初的时候ですかね、もお話したんですが、一番最初から何もない状況で再地区というのを検討すれば、一番本当はベストだったと思うんですけど、ちょっといろいろ事業者さんの都合だとか、そういったところもあるのかなと。今度、スタジオ棟以外の整備をされるときに、地域から、これはいろいろ議論はあるのはもちろん知っていますけれども、街区公園並みの広場をつくってほしいといったようなところの要望がかなりあった。あとは、バリアフリーですね。それを一番左の計画地以外のところで計画するというのは、ちょっとこれは無理なわけですね。計画地以外の、この残った二番町のところでやるというのは無理で……

○はやお委員 それは分かる。

○加島まちづくり担当部長 やはり一体的に計画をしないと、この街区公園並みの広場は確保できないといったようなところがあります。また、メリットというところもあるんですけど、逆に、再開発等促進区を定める、これは地区計画なので、制限にもなるんですね。これは、都市計画としてかけてしまうと、この表にも書いてありますけれども、総合設計の場合は、基準法の中なので、建物を壊した後に、自由に平べったい建物を次は建てるよとなったら、広場もなくなるといったことは可能なんですけれども、再開発等促進区、まあ、地区計画なので、地区施設等へ位置づけるということなので、それをやらなければいけない。また、バリアフリーも同じように、建て替えた場合も、ちゃんとしっかりやらなきゃいけないという制限もかけられているというところが、この総合設計とはちょっと違うので、そういった意味で、容積、それを、容積を含めて、地域貢献を得るものであれば、先ほどの専門家会議でもありましたけれども、その容積だとかがあり、その容積に従って、建物の計画というものを計画する、検討することが可能といったようなところが、この再地区というところなので。そういった理解をしていただけると、ありがたいなと思います。

○はやお委員 じゃあ、ちょっと角度を変えて、質問を変えます。

基本的なところなんですよ。この再地区をするための運用基準というのは、区独自のも

のがあるのか、それとも、なければ、私も、実は、ご信用されていないから、委員会が、だから、もう徹底的に調べようと思ったんです。そうすると、東京都の再開発等促進区を定める地区計画の運用基準というのを、これをもう読みましたよ、はっきり言って、ばかみたいに。もうよわい60にもなって、ずっと何やっているのって子どもたちにも言われながら。じゃあ、この基準に従っているかどうか、まず、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 ただいま上げていただいた東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準、こちらにのっとして、手続を進めております。

○はやお委員 そうすると、ここに書いてあるんですね。基本要件というところで、「再開発等促進区を定める地区計画を策定することができる地域は、再開発等に関する基本計画等があり」とあるんですけど、この基本計画というのはどれに当たるのか、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 こちらに関しては、都市マスタープラン等、上位計画に該当するものを指すものと考えます。

○はやお委員 ということは、確かに都市マスというのはガイドラインですよ。だけど、それが非常に重要だということになるんですね。だから、そこに書かれている内容について、どう解するかということは、やはり、この常任委員会で十分に話さなくちゃいけないということにつながるわけなんですよ。そのこのところについては、どう考えるのか、お答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 そちら辺に関しましては、16条の手続に入る前に、やはり委員会が開かれて、（発言する者あり）すればよかったというのは先ほどご説明した、ご答弁したとおりでございます。一方で、またこれを話しちゃうと、ちょっとあれなのかもしれないですけど、約2年間、特別委員会等で議論してきた中で、そこら辺についても、ちょっと、ご説明は、我々としては進めてきたつもりだったといったところです。（発言する者あり）そういったところを、都市計画審議会の前に、委員会が開かれて、説明すべきだったのではないのといったようなご指摘だと思いますので、それは真摯に受け止めさせていただきますと思います。

○はやお委員 そうなんですよ。結局は、何かといたら、16条、17条を改めてやるということは、新規の計画なんですよ。だから、このこのところは、確かにおっしゃるとおり、執行機関からすれば、今まで積み上げてきたのを、90メートルから80メートルに変えただけですよって、どこか認識があるんじゃないんですか。そのこのところは、もう一度、確認したい。それは何かといたら、都市計画提案でされて、日テレが提案したものを区案件にしたのと、学経の人間がつくったものを、独自につくったものと全く違うんですよ。だから、そのこのところを、都市計画審議会で、本来、常任でやりたいところを都市計画審議会でやったわけですよ。恥ずかしいですよ、はっきり言って、私も。あんなことを、何度も何度も常任委員会ではやっていなかった。常任委員会ではやっていなかったから、ここで聞くという話をしたわけですよ。で、当然、16条に入るときには、常任委員会に確認をしてから行かだろ。そのこのことについては、もうこれ以上議論しませんよ。という流れからしたら、怒るのが、私は質問してきた人間としては、怒りますよ、このことに関しては。なぜかといったら、真摯に対応してくれていないんですから。

いろいろな理屈もあるでしょう。でも、やっぱり、そのこのところについては、いろいろ

やっていけなくちゃいけないのは、委員長がいなかったからですか、何とかですかと、また話にもなっちゃうの。だけど、そこはしないですよ。でも、内容からしたら、これをやっていけなくちゃいけなかったことなんですよ。

今、確認したいのは、じゃあ、基本計画については、都市マスですよ。じゃあ、あえて、このところに書いてありますよ。我々は、僕は理系ですから、定義、定理を大切にしなくちゃいけないんですよ。その中で証明をやっていくということですから。じゃあ、この基本要件のところに書いてある「原則として、新たに道路、鉄道、鉄道駅等の都市基盤が整備されるなど、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき用途地域などの見直しができ」と書いてあるわけです。これについて、新たに道路って何なんですかと思ったわけですよ。何ができるんですか。そうすると、林委員が今まで質問してきた都市計画道路ですかと聞いたら、都市計画道路は入っていないというわけですよ。

つまり、何かといたら、再地区をやるためには、その地域の用途変更をするんだったらば、大きな基盤整備を明確にしなくちゃいけないんですよ。そこは、今まで言っていたと言っているけど、独立性と、改選後ですから、今までの特別委員会でじゃなくて、常任委員会ですから、そこに丁寧に説明するのは当たり前なんです。それをしないということに対して、私は怒っています、個人委員として。そのところをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 説明をしなかったといったところは、ご指摘いただいて、答弁させていただいたとおりです。

今回の日テレのこの開発に関しては、基本方針である都市計画マスタープラン、「つながる都心」を実現するまちづくり、土地利用の基本方針等も掲げておりました、その中で、やはり、千代田区としては、都市・まち・エリアのトータルなデザインということで、地域の共感を得られるように、まちづくりの進め方、制度活用を選択していきましょうといったようなところもうたっております。その中で、東京都の再開発等促進区を定める地区計画、そういったものは適用できるよといった形になっているといったのが事実でございます。

今、はやお委員が言われた用途地域に該当するか、用途地域、これは容積率の話になってくるんですけども、この日本テレビ通り沿いの用途地域、容積率が、駅を改修することのバリアフリーだとか、そういったものをやることによって、見直し相当容積ということで、そういったものが東京都の基準の用途地域の、要するに、容積率に上げられる要件にかなうかどうかといったようなところの基準がございます。そういった基準に、道路整備とか、そういうことではなくて、駅のバリアフリー化だとか、そういったものをするにより、見直し相当容積率で、基本的な容積を上げることが可能だといったようなのが東京都の基準に合致しているの、それで適用できるよといったようなのが、今回、再開発等促進区というのは、そういうようなところなので、それはちょっとご理解いただければと思います。

○はやお委員 そうなんですよ。道路って何だろうと思うわけですよ。だから、その次、何かといたら、この用途地域等に関する指定方針及び指定基準、これが令和元年10月、これが基準というふうに見てよろしいですかね。これも読みましたよ、私は。何かといたら、ここは、今まで技術者である、技監である皆さんにお任せしていたんですよ。だけど、何を言っているか分からないんですよ。それで、区民から負託された区民代表として、

真剣に、ここは調べなきゃいけないというところに立ったわけです。これは、決して意地悪な質問をしようということじゃないんです。分からないことは分からないということで、僕は言おうと思ったんですよ。

そこからしたときに、何かといったら、何で700%になるんだと思うわけです。そうすると、そこに書いてあるところを見ると、指定基準というのがあるんですね。700%と書いてあるのは、すみません、目が悪いもんですから、ここ、もう一回見て、書いてあります。ここが、ここに値するか、値しないも含めて、お答えいただきたいんですけど、指定基準のところ700%と書いてあるのは、5、年間乗車人員が1,600万人を超える駅周辺区域だった場合は、500とか600とか700ができると書いてあるんですね。または、中核的な拠点の区域または中核的な拠点の周辺区域、これは700%と書いてあるんですよ。そして、また、もう一つは、中核的な拠点の区域で面的な基盤整備を図る区域、これでも700%。または、面的な基盤が云々かんぬん、9番で700、もうそれ以上のやつがあります。今回は、どれを、どれがこの700%に値したのか、お答えください。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 容積の700というのは、最終的に評価した容積率ということでしょうか。

○はやお委員 そうです。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回の用途地域に関していうと、もともと商業600路線式というところと、第二種住居地域の400%、また、二種住居地域の500%という指定が地域内に用途地域として容積率の指定がございました。これに関して、見直し、用途地域の基準に照らして考えたところ、商業の600のほかに、商業500に該当する地域についても認められるだろうというところを、今回は、考えとしては取り入れております。そのため、地域内での用途地域の指定の仕方が変わっていると。それが見直し容積というところで、基準を定めているというところですよ。

その基準となった容積率に加えて、あとは、評価容積として、画地等の評価をそこに上乗せした結果、専門家会議でここは継承していただいた点になりますが、少なくとも700%に関しては認められるだろうと、そういった検討を行っております。

○はやお委員 そうなんですよ。この評価のところは、非常に複雑になっているんです。だから、このところについて、どういうものがあつたのか、もう一度、明確に資料提出をしてもらいたいんです。というのは何かといったら、700%なんていうのは、これは何かあつたら、地域の基盤整備を変えなくちゃいけないんですよ。その基盤整備を変えるといったら、なるほどねと地域の人たちに言ってもらわなくちゃいけないわけですよ。だから、そこに合意が必要なんですよ。

それで、何を言っているかということ、都市マスタープランも重要です。それはいろんな学経の先生の考え方があって、大方というのもあります。でも、ガイドラインです。でも、私が今回のところで言ったのは、地区計画図書、つまり、もう条例で決めたあれのところ、唯一変えたところはどこだといったら、赤坂プリンスのところの一つしかなかったわけですよ。でも、そのところも必ず地区計画に合致しているからだということなんですよ。で、何が問題かということ、それは書いてありますよ、このところの資料で。でも、何を言っているか、全く分からないですよ。60メートルの軒並みに配慮しながら80メ

ートル以下にする。だから、ここのところの目標の「二番町地区の中高層に落ち着いたたたずまいを活かし、住宅を中心として商業・業務施設が共存する緑に囲まれた良好な市街地を形成するために、次のような目標」と書いてありますけど、これに合致するんですかということは何度も言っているわけ。

説明が幾ら聞いても分からないんですよ。だから、700%がここのところなのかといったら、じゃあ、それならそれで、今、理事者のほうで答弁したところについて、こういふことでございますから、700%になりましたというところを見せていただかなくちゃ。これだけのことを全部確認しなくちゃいけないので、16条に入ったということは、かなりの瑕疵ですから、私はしたいから、ずっと言っていたわけですよ。7月からずっと総合設計制度のことも聞いていたじゃないですか。それで、何なのかというのが見えないんですよ。というのは、それだけのことについて、説明するあなたたちには義務があるんですよ。だから、もう一度、私に、いや、あなたは改選前は浪人していたから知らないんですよ。だから、あれだって。違いますよ。改選後について、やっぱりきちっと丁寧に説明していただかなくちゃいけないことなんですよ。だから、ちょっとそこのところ、もう一度、お答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 先ほど、計画容積率の考え方に関して、口頭でご説明をさせていただきましたが、こちらは、どういった考え方で積み上げを行っているかということに関して、より分かりやすいように資料でお示しをできればというふうに思います。

○はやお委員 そうなんです。だから、結局は、この見直し相当容積率、指定容積率の上のところにこれを計画していくんですよ。そして、あと、評価容積率というものをやって、700%になるんですよ。ここのところだって、十二分にこの常任委員会で説明をしなくちゃいけないものを、なぜしないのかということなの。その姿勢なんですよ。もう一度、そこをお聞きします。

○加島まちづくり担当部長 まあ、今までも含めて、あまりそこら辺の、何というんでしょう、都市計画の手續の中の細かいところまでの説明というのは、ちょっとしてきていなかったというのは事実かなというふうには思います。（発言する者あり）今ご指摘いただきましたので、そこら辺に関しては、資料を含めて、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

用途地域を変える、変えないといったようなところって、そうなかなかある場合ではないので、そういったものに該当するような案件に関しましては、丁寧に、これからは、都市計画の諸制度ですね、都市開発諸制度というんですけれども、その中の仕組みみたいなのも含めてご説明できるような形にしたいなというふうに思っております。

○はやお委員 もう分かっていることだから、僕もこんなにまで勉強するつもりは全くなかったんですよ。けども、やっぱり、これはきちっと対峙してやるために、対抗してということじゃないんですよ。本当に区民にもし説明を受けたときに、答えられる自分でありたいと思ったわけですよ。だから、結局は、ここのところについても、先ほどの交通の拠点地域といったって、どこがあるんですかという話があるんですけども、この辺だって、少し検討が入っていたと思うんですけど、それはどこの駅が入っているのか、ちょっとお答えいただきたい。

○榊原翹町地域まちづくり担当課長 今回、容積率の——あ、失礼しました。用途地域の見直しを行うに当たって、一部、商業の500%ということについて適用しておりますが、こちらに関しては、翹町駅の乗車人員を参考に判定をしているというところですよ。

○はやお委員 私も、この資料を見ると、嫌がらないでね、中核的な区域または中核的な拠点の周辺の区域と書いてあるけれども、さあ、そこはどこかといったら、書いてあるのは、千代田区では、僕は目を皿にしてみたところ、ちっちゃい字だから、飯田橋と市ヶ谷と九段下と四谷と永田町しか書いていないんですよ。それ以外に入ってるのか、翹町が。それをきちっとしたエビデンスの下に説明していただき——次回、説明してください。というのは、何かといったら、市ヶ谷が入っているということだったら、四番町も広域的にどういうふうな開発をするかということを確認した上で整理をしなくちゃいけないと私は思ったわけ。でも、永田町なんていうのは、入っていないですからね。あ、ごめん。永田町じゃない。翹町は入っていないですからね。というのは、つまり、その拠点に値するのかということなんですよ。というところを、僕みたいな素人にチェックさせないでくださいというのが僕の気持ちなんです。そこについては任せてください。立て板に水を流すごとく、あんたのことなんて返せますよというぐらいやってもらいたい。

だから、そこを、次回のところで、明確に答えていただいて、そして、こういうことであつたらば、本来、16条に入る前、どうだったかって猛省してもらいたいんですよ、私は。こういうようなところについて、今のところ、あれで、また、出てきた資料を基に、また私はしっかりと継続的に質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○春山副委員長 執行機関の方には、資料はご準備いただくということでもよろしいでしょうか。

○小枝委員 16条前の、16条前のポイントというのを1個やっちゃっていいですか。

○はやお委員 やっていいですよ。

○小枝委員 資料が出ているから。

○はやお委員 うん。やってください。

○春山副委員長 小枝委員。

○小枝委員 短いんですから。

16条前のポイントというのが今出てきたので、非常に瑕疵がありますよという話で、8-2というのを前回出してもらったんだけど、専門家会議に出した13か所の事例なんですね。その13か所の事例というのは、都市計画マスタープランの中高層地区別方針という定めがある中で、13か所、超高層を造っていますよという既成事実として、いや、千代田区はもうやっているんですよという事例なんだけども、番町においては、先生方の問題意識もそうだったと思うんですけども、都市計画マスタープランに、先ほどははやお委員が読み上げられたような記述があります。中層・中高層と緑のまち並みというのはありますね。それに基づいて、地区計画で定められ、60メートル、50、通常なら50で、総合設計60、そして、もう一つは、区議会議決による建築条例があると。こういう三重の高さロックがかかっているという意味で見たときに、この13か所というのは、マスタープランに書いてあるかもしれないけれども、地区計画での高さの定めというのがあるものは1個もないですよ。そこは資料の中に書かれていないんだけど、求められているものと違うんじゃないかというふうに思うんですけどもね。確認させてください。



○前田景観・都市計画課長 少し、今ご質問のところを確認させていただければと思いますが、地区計画の高さというところでは、この表の中では、記載のとおり定めているものでございます。また、専門家会議のほうでは、こういった形の資料のほうをご提示させていただいてございます。一方で、ご指摘のところは、地区計画の高さが定まっていないところに、こういった事案があったのではないかとということにつきましては……

○小枝委員 中層のに。中層のに。

○前田景観・都市計画課長 ご指摘のとおりかなというふうに認識してございます。

○小枝委員 そうですよ。

そこは、やはり大きく違うわけなんです。マスタープランが幾ら中層・中高層と定めてあっても、地区計画で定められていなければ、それは、何でも建つよというのがこれまでの現実だったわけです。だから、そうならないように地区計画を定めてきた。で、専門家委員の方たちは、そういうマスタープランの定めと地区計画の定め、高さ制限ですね、60という数字の定めがあるものについて、同様のものがあるのかという問いに対して、こういう、実際は、地区計画の60メートルの定めがない、同一事例でないものを同一であるかのように示してしまったということについては、私たち、専門家会議の議事録を持っていないので、もし、そうじゃないよというんだったら、専門家会議の議事録も出していないと、これ、区民、誰が見てもそう思いますよ、分かれば分かるほど。そういう瑕疵がある、これは。どうですか。

○前田景観・都市計画課長 今回は、都市計画マスタープランの整合性に関する資料ということで、専門家会議のほうにお示しをしているものでございます。中身といたしましては、これまで中層・中高層といった記載があるところであっても、貢献内容を記載してございますけれども、地域課題の解決のために、一定程度高さをというところでやってきた事案を提示しているところがございますので、そもそもご指摘いただいている資料と小枝委員がおっしゃられている資料というところが恐らく一致していないために、私どもとしては、あくまで整合性といったところに対する資料としてご提示をさせていただいたものでございます。

○小枝委員 これは、今、ここで、本当は16条のそれこそ前にということで、私、多分、資料要求としては、相当、2か月ぐらい前にお願いをしていたものなんです。それが出てこないまま踏み切られたということについては、手続的に大変不誠実だということと、専門家の先生方がそんな当たり前のことを求めるわけない。つまり、マスタープランに書いてあるから、違うことが起きるといのは、これ、確かにあり得ることなんです。だから、みんな、地区計画を定めてくださいとやってきたわけだから、そんな当たり前のことを聞くわけがないので、そこにやり取りにそこがあるということは、ご指摘申し上げて、これは非常に不誠実な、先ほど最初に申し上げたことと併せて、非常に専門家委員さんに対しても、手続の中でも、非常に好ましくないやり方だったということ、一応、申し述べておきます。

○春山副委員長 ご意見として承らせていただきたいと思います。

それでは、皆さん、いろいろな議論がまだまだおありになるとは思うんですけれども、本件19件の陳情の取扱いについて、皆さんのご意見を頂きたいと思います。

既に先ほど申し上げたように、16条の縦覧に入っている中で、縦覧、その前について

のご意見を頂いているもの、手続を進めてほしいというご意見の陳情も出ています。今後の整理について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

小枝委員。

○小枝委員 おっしゃる日程段取りは分かるつもりではあるんですけども、ただし、せっかく最初に議会で確認なり報告なく進めることはしないでくださいよということを行った後でもありますので、いや、もう広報に枠取りしてありますと、日程は決まっちゃっています。やり方について、まだ確認できていませんというような既成事実的なことをしてしまうと、自己否定、議会がないということになってしまうので、ちょっと、本当はこの17条の持っていき方についても議論したいんですけども、そこも含めて、次、日程まで、検討をまだ余白として認めるというふうな全委員会としての責任を持っていただけるのであれば、継続ということで結構です。

○はやお委員 休憩して。時程がどうなっているのか、よく分からない。

○春山副委員長 休憩します。

午後4時51分休憩

午後4時58分再開

○春山副委員長 再開いたします。

それでは、本件19件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせて、（発言する者あり）えっ、間違った。

修正します。本件18件の陳情につきましては、継続の取扱いとさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○春山副委員長 本日は——いいですか。日程4。